

八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した民間建築物の整備（以下「事業」という。）を促進するため、予算の範囲内において実施する八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）をいう。
- (2) バリアフリー法施行令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）をいう。
- (3) 県条例 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）をいう。
- (4) 高齢者、障害者等 県条例第2条第1号に規定する者をいう。
- (5) 移動等円滑化基準 バリアフリー法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。
- (6) 移動等円滑化経路 バリアフリー法施行令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。
- (7) 特別特定建築物 バリアフリー法第2条第19号及び県条例第28条に規定する特別特定建築物をいう。
- (8) 建築物特定施設 バリアフリー法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。
- (9) 特定建築主 特定建築物（バリアフリー法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。）をしようとする者又は特定建築物の大規模の修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕で、建築物特定施設又は整備施設の修繕を含むものに限る。）若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替で、建築物特定施設又は整備施設の模様替を含むものに限る。）をしようとする者をいう。
- (10) 県要領 熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業実施要領をいう。
- (11) 民間事業者等 国、地方公共団体および熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）第13条で定める公共的団体を除く法人又は個人をいう。
- (12) 整備施設 県条例第2条第4号に規定する施設をいう。
- (13) 整備基準 県条例第17条第4項に規定する特定建築主等の判断の基準となるべき事項をいう。

(補助対象等)

第3条 補助対象建築物は、民間事業者等が所有する特別特定建築物のうち、バリアフリー法施行令第5条第2号（病院に限る。）、第9号及び第10号に掲げるものを除く建築物とする。ただし、厚生労働省の補助事業その他の補助事業の対象となるものは除くものとする。

- 2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物を所有する民間事業者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市税及び熊本県の県税を滞納していない者
 - (2) 補助対象事業に関し他の補助金等の交付を受けていない者
- 4 前年度以前に補助金の交付を受けた建築物について新たに改修をするときは、第1項の規定にかかわらず、前年度以前に補助金の交付を受けた施設以外の施設に係る事業を補助対象事業とする。
- 5 前項の場合において、前年度以前に交付を受けた補助金の額と同項の規定による補助対象事業に係る補助金の額を合計した額は、200万円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等(以下「申請者」という。)は、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) UD計画書(様式第4号又は第4号の2)
- (4) 経路部分型改修計画書(様式第5号)(経路部分改修型改修の場合に限る。)
- (5) 納税証明書(熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)別記第28号様式(その6))
- (6) 市税納付状況調査承諾書(様式第6号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定したときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について必要な条件を付することができる。

(事業の内容等の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「決定者」という。)は、事業の変更又は補助対象経費の配分の変更等の理由により、補助金の額を変更する必要がある場合は、八代市ユニバーサルデザイン整備促進事業補助金変更申請書(様式第8号)及び事業変更計画書(様式第9号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 決定者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業中止(廃止)申請書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

3 決定者は、事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき、事業の遂行が困難となったとき、その他市長が必要と認めるときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業実施状況報告書(様式第11号)を速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付変更(取消)決定通知書(様式第12号)により当該決定者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による報告を受けたときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業変更承認通知書(様式第13号)により当該決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 決定者は、事業を完了したときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業完了実績報告書(様式第14号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第15号)
- (2) 経路部分型改修報告書(様式第16号)(経路部分改修型改修の場合に限る。)
- (3) 収支予算(精算)書
- (4) 工事完了写真(2部)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 決定者は、事業完了後20日以内又は事業開始の日の属する年度の3月31日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。))に当たる場合は、その直前の休日でない日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の規定により実績報告書を受理したときは、実績報告書の審査及び現地調査等を行うものとし、その報告に係る事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付確定通知書(様式第17号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の額の請求等)

第10条 前条の規定による補助金交付確定通知を受けた決定者は、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金請求書(様式第18号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、第9条の規定により確定した補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件その他この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の市長の承認を受けようとするときは、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業に係る補助対象財産の処分承認申請書(様式第19号)により申請しなければならない。

3 前項の規定による承認に当たっては、次のとおり取扱うものとする。

(1) 取得からおおむね10年経過前の補助対象財産であっても、災害による損壊、公共工事に伴う収用(相当の補償を得ているものの、代替施設を取得しない場合を除く。)等、民間事業者等の責に帰すことができない事由による財産処分については、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする。

(2) 前号に規定する財産処分以外の財産処分の承認に当たっては、補助対象財産に係る補助金額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合は、この限りでない。

4 前項第2号の処分制限期間は、10年とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要領の施行の際現に行われている改正前の様式による申請、通知その他の行為は、改正後の様式により行われた申請、通知その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1. この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

改修 タイプ	補助要件		対象工事		補助 率	補助 限度額
			内容	対象工事に要する費 用の限度額		
1) 原則型 改修	UD計画書に基づく改修であって、建築物特定施設が全て移動等円滑化基準に適合するもの		右欄に掲げる施設を県要領第4条で定める基準に適合させるための施設整備	①建築物特定施設 出入口、廊下等、階段、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、エレベーター等	360万円	対象工事に要する費用の2/3以内
2) 経路全部型 改修	利用者等に県要領第5条で定める意見聴取等を行い、市と県における協議の上作成したUD計画書に基づく改修であるもの	建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合するもの		②整備施設 案内標示、公衆電話台、発券機、カウンター又は記載台、避難誘導灯、客席、障害者用更衣室、授乳場所、レジ通路等		
3) 経路部分型 改修	1以上の建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合するもの ^{※2} 。ただし、移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設についても簡易な整備又は人的対応等による有効な対策が講じられているものに限る	右欄に掲げる施設を移動等円滑化基準に適合させるための施設整備 ^{※3}		①建築物特定施設 出入口、廊下等、階段、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、エレベーター等		

※1 この表において「移動等円滑化経路に係るもの」とは、移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設をいう。
 ※2 便所については、バリアフリー法施行令第14条第1項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項のいずれかに適合する場合は、移動等円滑化基準に適合するものとして取り扱うものとする。
 ※3 UD計画書に基づき、移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設に講じる簡易な整備についても対象工事に含むものとする。